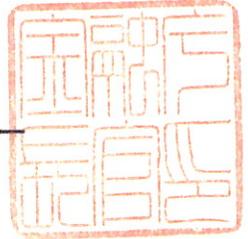


資料4

宗内 敦 様

金融庁長官事務代理 池田 唯一



保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

平成27年4月14日に受けた保有個人情報の開示請求について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

- (1) 開示請求者から当庁金融サービス利用者相談室に申出のあった内容を記録した相談等事績管理簿（平成27年3月17日及び3月27日）
- (2) 開示請求者からの当該申出について、当庁銀行第一課から株式会社新生銀行にメールにて回付した書面の写し（平成27年3月23日）

2 不開示とした部分とその理由

- (1) 上記1(2)中には、当庁の具体的対応に関する情報が記載されており、これらを公にすることにより、当庁の対応が明らかになり、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第14条第7号柱書に該当し、不開示とした。
- (2) 開示を請求する保有個人情報のうち、開示請求者からの当該申出に係る新生銀行からの回答等については保有しておらず、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、金融庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定について訴訟により取消しを求めるときには、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は同法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

金融機関の指導・監督を行う上で必要であるため